

受託契約準則の変更

新 条 文	旧 条 文
<p><u>第 8 章の 2 損失限定取引の特例</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(受託契約の締結前の書面等交付の特例)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第 40 条の 4 受託会員は、委託者から取引の委託（オプション取引に係る委託を除く。以下、この章において同じ。）を受けるときは、次に掲げる制度（以下「ロスカット制度」という。）のうち、いずれかを整備しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) ロスカット約款（受託会員が定めるロスカット制度に関する約款をいう。以下同じ。）に基づき、あらかじめ定めた時点で、個別建玉ごとに取引本証拠金基準額の 2 分の 1 以内の範囲であらかじめ委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款に定めた時点において当該建玉の転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度</u></p>	
<p><u>(2) ロスカット約款に基づき、あらかじめ定めた時点で、建玉の数量に取引本証拠金基準額を乗じて得た額の 2 分の 1 以内の範囲であらかじめ委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款に定めた時点において当該建玉の全ての転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度</u></p>	
<p><u>(3) ロスカット約款に基づき、あらかじめ定めた時点で、取引証拠金として預託を受けた額の範囲であらかじめ委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款に定めた時点において当該建玉の全ての転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度</u></p>	
<p><u>2 受託会員は、委託者から委託を受けるときは、当該委託者に対し、次の事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 前項各号のうち、当該受託会員において選択できるロスカット制度の内容及び委託者はロスカット制度を選択できること。</u></p>	
<p><u>(2) 委託者がロスカット制度を選択した場合にあっては、受託会員はロスカット約款に基づき、前項各号に規定する損失限度へ</u></p>	

新 条 文	旧 条 文
<p><u>達したことをもって転売又は買戻しの注文を執行するが、市場の状況によっては当該損失限度を超える損失が生じる可能性、又は、当該損失限度内で取引が終了する可能性があること。</u></p> <p><u>3 受託会員は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者（省令第 107 条各号に掲げる者を除く。第 40 条の 8 第 2 項において同じ。）が理解できるように説明をしなければならない。</u></p> <p><u>4 第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 2 項の書面交付について準用する。</u></p> <p><u>（ロスカット制度に係る申し出）</u></p> <p><u>第 40 条の 5 委託者は、ロスカット制度の適用を受けようとする場合は、ロスカット約款に従って取引を行う旨を書面により申し出なければならない。</u></p> <p><u>2 委託者は、ロスカット約款に従って行う取引を他の方法による取引に変更しようとするときは、受託会員が定めるところにより、書面により申し出なければならない。</u></p> <p><u>3 第 4 条第 3 項の規定は、前 2 項の申出について準用する。</u></p> <p><u>（委託の指示の特例）</u></p> <p><u>第 40 条の 6 委託者がロスカット制度による取引の委託を行った場合にあっては、ロスカット約款に従って行われた転売又は買戻しの注文については、委託者が第 6 条の指示を行ったものとする。</u></p> <p><u>（取引証拠金の取扱いの特例）</u></p> <p><u>第 40 条の 7 委託者がロスカット制度による取引の委託を行った場合は、受託会員は当該取引に係る取引証拠金を、他の取引に係る取引証拠金と区分して管理するものとする。</u></p>	<p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p> <p><u>（新 設）</u></p>

新 条 文	旧 条 文
<p><u>(電子取引の特例)</u> <u>第40条の8 委託者が、電子取引により取引の委託を行う場合は、受託会員は、第40条の4に規定するもののほか、これによらない場合にあっては損失を極力限定できる注文が発注できる旨の書面を交付しなければならない。</u> <u>2 受託会員は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。</u> <u>3 第3条第4項の規定は、第1項の書面交付について準用する。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p style="text-align: center;">第9章 商品市場の特例</p>	<p style="text-align: center;">第9章 商品市場の特例</p>
<p><u>(削 る)</u></p>	<p><u>第1節の2 貴金属市場における金の現金決済先物取引の特例</u></p>
<p><u>(削 る)</u></p>	<p><u>(受託契約の締結前の書面交付等の特例)</u> <u>第41条の4 受託会員は、委託者から金の現金決済先物取引の新規の委託を受けるときは、次に掲げる制度(以下「ロスカット制度」という。)のうち、いずれかを講じなければならない。</u></p>
	<p><u>(1) ロスカット約款等(受託会員が定めるロスカット制度に関する約款、要綱等をいう。以下同じ。)に基づき、予め定めた時点で、金の現金決済先物取引の個別建玉ごとに取引本証拠金基準額の2分の1以内の範囲で予め委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款等に定めた時点において当該建玉の転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度</u> <u>(2) ロスカット約款等に基づき、予め定めた時点で、金の現金決済先物取引の建玉の数量に取引本証拠金基準額を乗じて得た額の2分の1以内の範囲で予め委託者が同意した損失限度に</u></p>

新 条 文	旧 条 文
<p>(削る)</p>	<p><u>達した場合に、ロスカット約款等に定めた時点において当該建玉の全ての転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度</u></p> <p>(3) <u>ロスカット約款等に基づき、予め定めた時点で、金の現金決済先物取引に係る取引証拠金として預託を受けた額の範囲で予め委託者が同意した損失限度に達した場合に、ロスカット約款等に定めた時点において当該建玉の全ての転売又は買戻しの注文が執行される制度又はこれと同様の制度</u></p> <p>2 <u>受託会員は、委託者から金の現金決済先物取引の新規の委託を受けるときは、当該委託者に対し、次の事項を記載した書面を交付し、説明しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項各号のうち、当該受託会員において選択できるロスカット制度及び委託者はロスカット制度を選択できること。</u></p> <p>(2) <u>委託者がロスカット制度を選択した場合にあっては、受託会員はロスカット約款等に基づき、前項各号に規定する損失限度へ達したことをもって転売又は買戻しの注文を執行するが、市場の状況によっては当該損失限度を超える損失が生じる可能性、又は、当該損失限度内で取引が終了する可能性があること。</u></p> <p>3 <u>第3条第4項の規定は、前項の書面交付について準用する。</u></p> <p>(ロスカット制度に係る申し出)</p> <p>第41条の5 <u>委託者は、ロスカット制度の適用を受けようとする場合は、ロスカット約款等に従って取引を行う旨を書面により申し出なければならない。</u></p> <p>2 <u>委託者は、ロスカット約款等に従って行う取引を他の方法による取引に変更しようとするときは、受託会員が定めるところにより、書面により申し出なければならない。</u></p> <p>3 <u>第4条第3項の規定は、前2項の申出について準用する。</u></p>

新 条 文	旧 条 文
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(委託の指示の特例)</u> <u>第 41 条の 6 委託者がロスカット制度による金の現金決済先物取引の委託を行った場合にあっては、ロスカット約款等に従って行われた転売又は買戻しの注文については、委託者が第 6 条の指示を行ったものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(取引証拠金の取扱いの特例)</u> <u>第 41 条の 7 委託者がロスカット制度による金の現金決済先物取引の委託を行った場合は、受託会員は当該取引に係る取引証拠金を、他の取引に係る取引証拠金と区分して管理するものとする。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(電子取引の特例)</u> <u>第 41 条の 8 委託者が、電子取引により金の現金決済先物取引の委託を行う場合は、受託会員は、第 41 条の 4 に規定するもののほか、これによらない場合にあっては損失を極力限定できる注文が発注できる旨の書面を交付し、説明しなければならない。</u> <u>2 第 3 条第 4 項の規定は、前項の書面交付について準用する。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(反対売買による決済の特例)</u> <u>第 41 条の 4 受託会員は、委託を受けた金の現金決済先物取引で当月限に係るものについては、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、当該委託者による転売又は買戻しが当月限納会日の前営業日までに行われなるときは、当該当月限納会日の立会において、本所が定めた価格により、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</u></p>	<p><u>第 41 条の 9 削 除</u></p> <p><u>(反対売買による決済の特例)</u> <u>第 41 条の 10 受託会員は、委託を受けた金の現金決済先物取引で当月限に係るものについては、第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、当該委託者による転売又は買戻しが当月限納会日の前営業日までに行われなるときは、当該当月限納会日の立会において、本所が定めた価格により、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</u></p>

新 条 文	旧 条 文
<p>附則</p> <p>平成 19 年 9 月 19 日開催の理事会において議決された第 41 条の 10（反対売買による決済の特例）の変更規定、第 9 章第 1 節の 2、第 41 条の 4（受託契約の締結前の書面交付等の特例）から第 41 条の 9 までの削る及び第 8 章の 2、第 40 条の 4（受託契約締結前の書面等交付の特例）から第 40 条の 8（電子取引の特例）までの新設規定は、経済産業大臣の認可の日（平成 19 年 10 月 1 日）から施行し、平成 20 年 1 月 31 日から実施する。</p>	